脳死下での臓器提供事例に係る情報の開示について

1. 従来の対応

- ○ご家族の承諾を得た上で法的脳死判定(2回目)終了後に次の情報を開示
 - ① 患者に関すること
 - ・性別 ・10歳階級別年齢 ・原疾患
 - ・意思表示の方法及び提供の意思表示がなされている臓器の種類
 - ・意思表示を書面により行った時期
 - ・家族署名の有無
 - ② 提供施設に関すること
 - ・施設名
 - ③ 手続き
 - ・移植ネットワークに提供施設より連絡が入った時刻
 - ・ご家族より脳死判定及び臓器摘出の承諾書を得た時刻
 - ・ご家族が摘出を承諾した臓器の種類
 - ④ 第1回目の法的脳死判定を開始した時刻
 - ⑤ 第1回目の法的脳死判定の終了時刻及びその結果
 - ⑥ 第2回目の法的脳死判定を開始した時刻
 - ⑦ 第2回目の法的脳死判定の終了時刻及びその結果
 - *その後逐次、次のとおり公表。
 - ・移植施設が決定した時点:移植施設、移植が予定される臓器の種類、 摘出手術予定開始時刻及び終了時刻等
 - ・摘出手術が開始された時点:開始時刻、終了予定時刻、搬送経路(予 定)
 - ・摘出手術が終了した時点:終了時刻、摘出臓器の種類、搬送経路
- 2. 今回の法改正を踏まえた対応
- ○法改正及びそれに伴うガイドライン等の改正を踏まえ、次のとおりとしている。
 - ① 第一報時に次の情報を付記する。
 - ・本人意思 (表示あり・不明)
 - ・提供者の年齢区分 () 括弧内は下記のいずれか

6 歳未満、6歳以上 10歳未満、10歳以上 15歳未満、(10歳代前半でも可)

15 歳以上 18 歳未満、18 歳以上

- ・親族優先提供 (である・ではない)
- ② 親族優先提供に該当の場合は、公表資料に次の項目を追加する。
 - ・親族に移植される臓器:親族関係
 - ・親族関係を確認した書類
 - ·親族移植施設、年代·性別、原疾患

○参考資料

・臓器移植法に基づく脳死下での臓器移植事例に係る検証に関する最終報告書(平成 11 年 10 月 27 日:公衆衛生審議会疾病対策部会臓器移植専門委員会)

平成 11 年 10 月 27 日 公衆衛生審議会疾病対策部会臓器移植専門委員会

臓器移植法に基づく脳死下での臓器移植例に 係る検証に関する最終報告書(抄)

- 1 臓器移植の透明性確保と臓器提供者等のプライバシー保護の両立について
- <1 これまでの経緯>
 - 1 本年2月に臓器移植法施行後初の脳死下での臓器提供が行われて以降、臓器移植 の透明性の確保と臓器提供者等のプライバシーの保護の両立を図ることが極めて重 要な課題となってきている。
 - 2 厚生省は、これまで、臓器提供事例において、移植医療の透明性の確保の観点から、臓器提供者の御室族に対して事実関係及び医学情報が開発されることを十分に納得していただくよう努力し、これまでの事例に基づき、基本的に開発されるべき項目を定め、御室族に示している。
 - 3 それらの状況を踏まった上で、厚生省から、平成工工年8月12日の本委員会において、そのような努力をしてもなお、情報公開について御守庵の承諾がどうしても得られない場合についての対応方針が示された。また、同省から、平成11年9月14日の本委員会において、8月12日に示された方針は、臓器提供者の御家族に対して事実関係及び医学情報が開示されることを上分に納得していただくよう努力してもなお、情報開示について御家族の承諾がとうしても得られない場合には、情報開示について臓器提供者及び御家族のブライトシーの保護を原則とするという基本的なスタンスを提示したものであるとの説明があった。

< 2 今後の方針について>

- 1 脳死下での臓器提供事例における情報開示については、中間報告において示され た7つの観点:
 - (1) 第三者による監視・検証システムの必要性(密室性の打破)
 - (2)移植医療に関する国民への啓発普及の一環としての情報開示の必要性
 - (3)臓器提供における任意性の確保
 - (4) 個人の医療情報に係る保護
 - (5) ドナーとレシピエントの遮断(匿名性の確保)
 - (6) 礼意の保持
 - (7)臓器提供者とその御家族の保護

に沿った形で行われるべきであって、臓器提供者及び御家族のプライバシーが侵害されない範囲において透明性の確保が門られることが重要であると考える。

- 2 また、本委員会として、これまで厚生省において基本的に開示されるべき項目を 定めて御家族に示すことにより情報開示について十分に納得していただくよう努力 してきたことを評価する。
- 3 なお、脳死下での臓器提供が行われたという情報、及びそれに伴い移植が行われたという情報のみについては、臓器提供者が特定されるおそれがあるとは考えられず、臓器提供者又は御家族のプライバシーを侵害するものではないので、御家族の関示に係る承諾が得られない場合においても開示されるべきであると考える。ただし、その他の具体的開示項目については、基本的に御家族の承諾に基づき、個別事例に即した判断により決定すべきであると考える。
- 4 また、本寿員会として、原生省においても、移植医療の透明性の確保の重要性についても十分に認識し、御家族の承諾を得ないまま情報開示を行うことが可能な場合があるかどうか、または御宗族に情報開示の重要性についてより深く御理解いただくためにどうような方質があるかどうか等の点について、今後起きる個別事例に即して検討していく方向であることを確認した。